

「公正取引委員会による中小企業者のための移動相談会」の実施のお知らせ

このたび公正取引委員会は、標記につきまして要望に応え相談会を開催することとなりました。もしご希望がございましたら別紙記載の宛先にお申し込み下さい。

平成21年12月10日  
全国海運組合連合会

# 公取委による

## 「中小事業者のための移動相談会」

～あなたの地域・職場にお伺いします～

- 3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が、皆さまからの御相談をお聞きに伺います。  
皆さまの所属する団体や地域等の定例的な会合の場にも伺います。
- お申込みは、製造業、運送業などの親事業者と取引されている事業者、スーパーなどと取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者の方などを対象とさせていただきます。
- 優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり公正取引委員会本局又は地方事務所等の担当の相談窓口でお受けします。

裏面の申込用紙でお申込みできます。

詳しくは、公正取引委員会ホームページ ([www.jftc.go.jp](http://www.jftc.go.jp)) をご覧いただくか、以下の連絡先まで御相談ください

(9:00～18:00 [土日・祝日を除く])。

※ 御連絡をいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

### 【連絡先】

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

TEL 03-3581-3375

FAX 03-3581-1800

## 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の実施について

下請事業者のみならず、大規模小売業者と取引している納入業者、荷主と取引している物流事業者等の中小事業者からの要望に応じ、当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出張し、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制及び下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行うための相談会を開催します（注）。

（注）優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所の担当の相談窓口でお受けします。

### 1 対象

下請事業者を始めとする中小事業者（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する地域、団体等の定例的な会合の場での開催も可能）。

### 2 開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

### 3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者（原則3社以上）は、代表の中小事業者が参加人数分を取りまとめた上、ファクシミリ又は電子メールによりお申し込みください。ファクシミリによる場合は、別紙申込用紙の各事項に記入の上、所在する地区のお申し込先まで、電子メールによる場合は、別紙申込用紙の各事項をメールにテキスト形式で記入の上、申込先メールアドレス（soudankai@jftc.go.jp）まで、お申し込みください。

### 4 その他

- (1) 申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けできない場合がありますので、御了承ください。
- (2) 申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

## 「公取委による中小事業者のための移動相談会」申込用紙

1 申込代表者の氏名・ 会社・住所（注1）（必 須）	氏名・会社名（ふりがな）		
	住所		
2 参加人数（申込者含む）	名		
3 申込代表者の資本金額 ・業種（事業内容）	〔資本金額〕	〔業種（事業内容）〕	
	万円		
4 参加者の概要（必須）	該当するものに✓印をしてください（複数回答可）。 <input type="checkbox"/> 下請事業者 <input type="checkbox"/> 物流事業者 <input type="checkbox"/> 納入業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
5 開催希望日 (土・日・祝は不開催)	第1希望	第2希望	第3希望
6 開催希望場所	都道府県・市町村名	場所〔記載例〕申込代表者の社屋	
7 相談内容（複数可） (注2)	〔記載例〕下請法が適用される取引について		
8 代表者の連絡先（必須） (携帯電話でも可)	電話番号 [ ] 連絡可能な時間帯 午前・午後 時 ~ 時		

(注1) 連絡が取れる限り、個人名のみ又は仮名での申込みも可能です。

(注2) 相談したい内容について簡単に記載してください。

優越的地位の濫用及び下請法に関する相談以外については、これまでどおり本局又は各地方事務所・支所等の担当の相談窓口でお受けします。

【お申し込先】 メールによる申込みもできます（申込用紙の各事項をテキスト形式で記載し、お申し込みください。申込先メールアドレス：soudankai@jftc.go.jp）

貴社の所在地区	お申し込先	FAX	TEL
北海道地区	北海道事務所下請課	011-261-1719	011-231-6300(代)
東北地区	東北事務所下請課	022-261-3548	022-225-8420
関東・甲信越地区	取引部企業取引課	03-3581-1800	03-3581-3375
中部地区	中部事務所下請課	052-971-5003	052-961-9424
近畿地区	近畿中国四国事務所下請課	06-6943-7214	06-6941-2176
中国地区	中国支所下請課	082-223-3123	082-228-1501(代)
四国地区	四国支所下請課	087-862-1994	087-834-1441(代)
九州地区	九州事務所下請課	092-474-5465	092-431-6032
沖縄地区	沖縄総合事務局 総務部公正取引室	098-860-1110	098-866-0049